

環状2号線周辺地区駐車場地域ルールに係る審査手数料及び地域貢献協力金について

一般社団法人環状2号線周辺地区駐車対策協議会 作成

1 審査手数料

環状2号線周辺地区駐車場地域ルール（以下「地域ルール」という。）の適用を受けようとする申請者は、地域ルール適用審査を実施するための費用として、以下の審査手数料を申請と同時に一般社団法人環状2号線周辺地区駐車対策協議会（以下「駐車対策協議会」という。）へお支払いいただきます。

審査手数料（申請1件あたり、消費税別）

建物規模 (延床面積)	隔地審査	附置義務台数 低減審査	附置義務台数低減及 び隔地の同時審査
25,000 m ² 以上	1,000,000 円	1,650,000 円	1,900,000 円
25,000 m ² 未満 10,000 m ² 以上	1,000,000 円	1,300,000 円	1,650,000 円
10,000 m ² 未満	850,000 円	1,100,000 円	1,450,000 円

○申請者が審査結果を受け取る前に申請を取り下げた場合、審査結果を受け取った後に適用を取りやめた場合、いずれの場合においても、審査手数料は返還いたしません。

2 地域貢献協力金

地域ルールの適用を受けようとする申請者は、地域ルールを適用し附置義務台数を低減する場合、地域ルールの運用及び地域貢献策（地域全体で取り組む低炭素化施策等）の実施に対する応分の負担として、地域貢献協力金を負担することとなります。

地域貢献協力金は、駐車対策協議会が管理し、地域全体で取り組む低炭素化施策等の実施費用、事務経費等に充てます。

地域貢献協力金（附置義務低減台数1台あたり※） 2,000,000 円

※集約駐車施設を整備した分を除く

判定結果通知時から6か月以内・・・地域貢献協力金の10%相当額を納付

工事完了時から6か月以内・・・地域貢献協力金のうち既に支払った金額を除いた額を納付

○附置義務低減台数の変更により地域貢献協力金の額が変更された場合、申請者は変更後の地域貢献協力金の総額から既に支払われた地域貢献協力金の額を除いた額を、工事完了時から6か月以内に納付していただきます。

○一度納付された地域貢献協力金は返還いたしません。

○申請者が申請取り下げ届、又は申請取りやめ届を提出した場合、届出以降に納付予定であった地域貢献協力金については納付義務を負いません。